

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月6日

群馬県知事 様



提出者 〒370-0603
 住 所 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2207
 氏 名 真仁田土建株式会社
 代表取締役 真仁田 貞夫
 電話番号 0276-88-5348

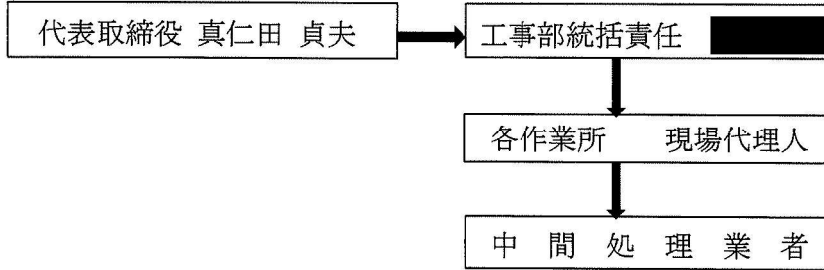
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	真仁田土建株式会社
事業場の所在地	群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2207
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類:建設業 中分類:総合工事業
②事業の規模	48,972万円(令和4年度元請完成工事高)
③従業員数	26人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	各作業所にて発生した各種産業廃棄物は、中間処理業者に委託する事により、再資源化されています。

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙の通り		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各作業所にて発生した産業廃棄物は、保管場所を設置し可能な限り人力による分別をおこなっている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各作業所にて発生する産業廃棄物は、可能な限り人力による分別をおこない種類を明確にして、中間処理施設へ運搬し処理を委託する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t
(これまでに実施した取組) なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t
(今後実施する予定の取組) なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	別紙の通り	t
	優良認定処理業者への処理委託量	—	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙の通り	t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	別紙の通り	t
	優良認定処理業者への処理委託量	—	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙の通り	t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙の通り		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙その1

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 【前年度(令和4年度)実績】

産業廃棄物の種類	排出量(t)
がれき類	1,691.01
廃プラスチック類	14.35
金属くず	2.01
木くず	11.70
汚泥	0.35
紙くず	1.40
廃油	0.10
合計	1,720.92

(これまでに実施した取組)

各作業所にて発生した廃棄物は、可能な限り分別を行い種類を明確にする事により中間処理施設へ搬出し委託処分している。

各現場の工事関係者及び作業員の個人ゴミ(コンビニ弁当、ペットボトル、空き缶等)などは極力持ち帰るよう周知徹底している。

がれき類(Co殻、As殻)は取り壊した後、中間処理施設へ搬出するよう顧客より指示がある。排出の抑制に関しては、工事量、工事内容にも影響を受ける為、不透明である。

②計画 【目標】

産業廃棄物の種類	排出量(t)
がれき類	1,600.00
その他	50.00
合計	1,650.00

(今後実施する予定の取組)

がれき類(Co殻、As殻)に関しては、顧客より中間処理施設へ搬出し委託処分するよう指示があるが、排出の抑制に関しては前述した通り、不確定要素がある為、抑制を予測するのは難しい状況であり、建築資材及び木材等のように現場内でのリサイクルが可能な物に関しては、安易な使い捨てを無くすよう現場責任者は、作業関係者に周知徹底する事により目標達成に取り組んでいきたい。

別紙その2

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 【前年度(令和4年度)実績】

産業廃棄物の種類	全処理委託量(t)	再生利用業者への処理委託料(t)
がれき類	1,691.01	1,691.01
廃プラスチック類	14.35	14.35
金属くず	2.01	2.01
木くず	11.70	11.70
汚泥	0.35	0.35
紙くず	1.40	1.40
廃油	0.10	0.10
合計	1,720.92	1,720.92

(これまでに実施した取組)

産業廃棄物処理業者との委託契約締結に際して、事前の内容確認(処理能力、処理状況、周辺状況等)を明確にしている。
マニフェスト伝票の管理・保管の徹底

②計画 【目標】

産業廃棄物の種類	全処理委託量(t)	再生利用業者への処理委託料(t)
がれき類	1,600.00	1,600.00
その他	50.00	50.00
合計	1,650.00	1,650.00

(今後実施する予定の取組)

産業廃棄物処理業者との委託契約締結に際し、事前情報を収集し取り纏めを行い、各作業所に情報提供を行う。
マニフェスト伝票の管理の徹底(記入漏れ防止、契約内容確認、管理表の照合、紛失防止等)を図る。
これらの事に関して、必要に応じ部門別実務教育を実施する事により、水平展開を図る。